令和８年（フ）第６５号
群馬県高崎市新町1080番地１　Ｅ
破産者　盛田　　優
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３８２号
埼玉県幸手市北１丁目12番15号　グリーンハイツコーマＢ102
破産者　金子　敏之
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６３号
さいたま市大宮区北袋町１丁目289番地31
破産者　有我　裕司
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７６号
埼玉県朝霞市浜崎２丁目10番６号　ロージェ朝霞台301
破産者　細田　健二
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２－18－306
破産者　武内　勝義
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５６８号
埼玉県戸田市笹目５丁目20番地の４　プチフルール202号室
破産者　増山　優花
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５７０号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸５丁目８番13号
破産者　髙野　雄規
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６４７号
さいたま市浦和区上木崎１丁目３番21－602号
破産者　佐藤　駿介
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３３７３号
横浜市南区永田北２丁目45番17号
破産者　安島　光正
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０４号
横浜市中区本牧原21番２－105号
破産者　久保田　渉
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０８２号
広島市中区舟入幸町21番23－502号
破産者　日高　洋子
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３０８号
広島市安佐北区口田南３丁目２番19－405号
破産者　ＫＡＺＵ興業こと　尾田　和也
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５５号
愛媛県松山市神田町１番46号
破産者　土居　長幸
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３号
山口県萩市大字椿東2931番地８　ＨＪハイツＢ棟202
破産者　末武　祥浩
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第２７号
福岡県田川市桜町16番15号　グループホームひまわり、前住所福岡県田川郡添田町大字添田2169番地
破産者　泉野　健一
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第２８号
福岡県田川市桜町16番15号　グループホームひまわり、前住所福岡県田川郡添田町大字添田1977番地の１　夢の里団地４号
破産者　泉野　優一
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第３０号
福岡県田川郡添田町大字桝田1662番地の13
破産者　髙野恵美子
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市東中才442番地６　市営鹿折住宅２－13号
破産者　阿部　直人
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第５２号
山形県米沢市塩井町塩野530番地の８
破産者　佐藤　満行
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部